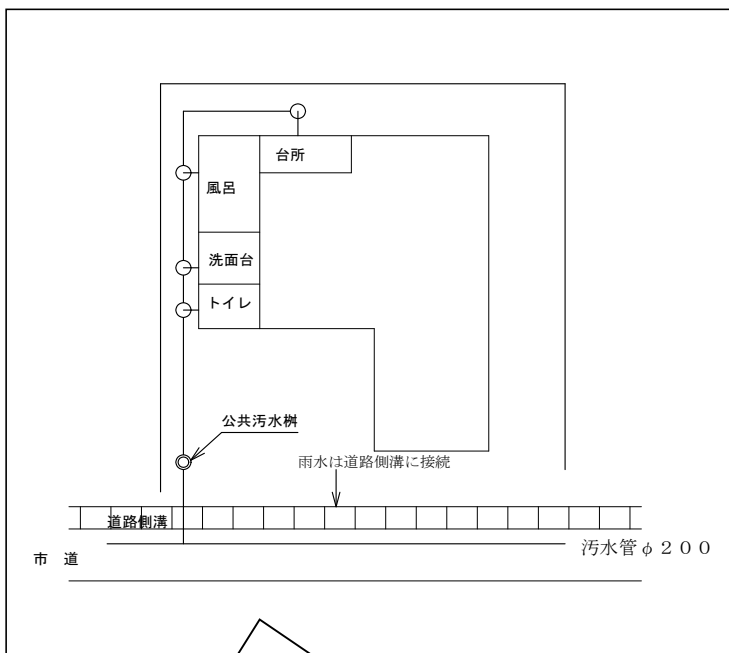


※様式は自由です。

宅内排水系統図

方位

※記入例です。



汚水（赤で記入）→トイレ・台所・風呂の水等

（注意事項）

汚水（生活排水やトイレからの排水）については今回工事する下水道管に排水することになりますが、鴻巣市の下水道は分流式という汚水と雨水を別々に排水する方式になっています。雨どいなどからの雨水については污水管に流すことはできません。

- ・汚水と雨水が別系統となっていることが分かる配管系統図を記載してください。
- ・雨水の浸透施設の構造図（雨水樹や浸透トレンチの承認用図面・カタログ等）を添付してください。

また、雨水は基本宅内処理となります（雨水処理に関する指導担当部署は道路課）。道路に側溝等がある場合、オーバーフロー分は接続できる場合がありますが、条件があつたり接続できない場合もありますので、道路管理者（道路課等）や排水施設管理者にお問い合わせください。下水道課管理の施設が設置されている場合もあります。